

2025.大崎放射能ごみ焼却住民訴訟・最高裁上告

6・10 院内集会



日時:6月10日(火)13時30分~16時00分

会場:参院議員会館 B-108 13:00~入館証配布します

宮城県大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟は、2024年12月に仙台高裁が住民の請求を棄却するという不当判決を出しました。原告団はこれを不当として即日上告を決定しました。

本訴訟は全国で行われている一般ごみ焼却施設における放射能ごみ焼却が不当であることを訴える全国で唯一の裁判です。最高裁への上告にあたり、全国にこの問題を広く訴えるために、国会議員会館にて院内集会と記者会見を行うものです。

当日のスケジュール

- 13:00~ 参院議員会館ロビーにて受付（入館カードを渡します）
- 13:30~ 集会開始
阿部忠悦原告団長挨拶
訴訟内容と争点・裁判経緯の説明他；草場弘之弁護士（予定）
焼却施設からのセシウム微小粉塵漏れ実態：青木一政/ちくりん舎
放射能ごみ県外焼却の実態報告等：芳川良一（予定）／大崎住民訴訟を支援する会
- 14:50 休憩（10分）
- 15:00 記者会見
メディア記者からの質問と応答
協力団体からのアピール等
- 15:50 散会



ご参加については会場の都合により事前申し込みをお願いいたします。

☆会場参加 [stopshokyakuf★yahoo.co.jp](mailto:stopshokyakuf@yahoo.co.jp) ★を@に変更して下さい。

6・10 院内集会参加申し込み としてお名前、連絡先をお知らせください。

☆ZOOM オンライン参加は下記の URL または

QRコードを読み取ってください

<https://forms.gle/CCZd5LhMiNh6fEUD9>



いっしょからやっつけ

共 催: 大崎放射能ごみ焼却住民訴訟原告団／同裁判支援の会

支 援: 放射能拡散に反対する会

問合せ: 090-7245-7761(青木) [メール QZL00322@nifty.com](mailto:メールQZL00322@nifty.com)

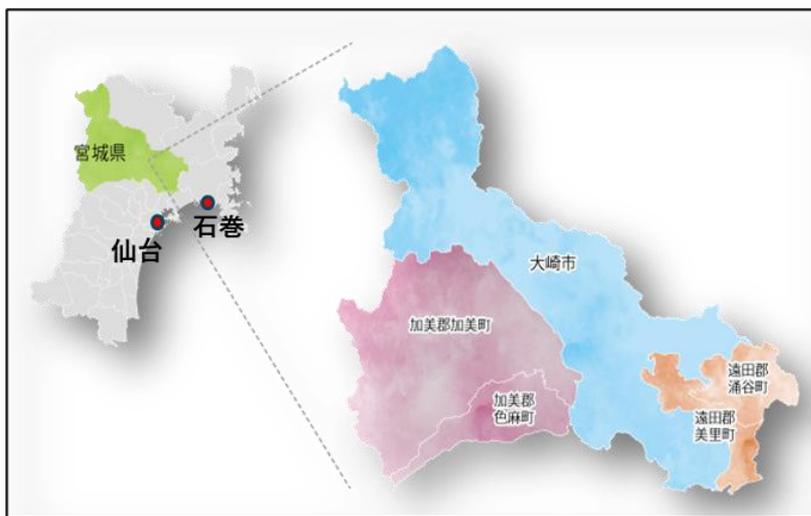
裏面に本件の経緯と現状のご説明を記していますのでご参照ください。

宮城県大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟は、宮城県大崎市広域行政事務組合を被告として、同組合傘下の一般ごみ焼却施設3か所周辺住民が、放射能ごみ焼却が住民との「覚書」、「申し合わせ」違反、試験焼却によるセシウム微小粉塵漏れによる平穩生活権侵害にあたるとして、試験焼却のための公金支出の撤回を求めて2018年に提訴された住民訴訟です。

これまで原告は、3焼却炉からのセシウム粉塵漏れの事実を立証し、地元住民組織との「覚書」「申し合わせ」違反であることを主張してきました。

仙台高裁は「本試験焼却により、・・セシウム137が相当程度排出される可能性は否定できず、これが拡散することによって周辺地域の住民に健康被害をもたらす抽象的な危険があることまでは否定し難い」が、「社会生活上受忍すべき限度を超えと言える具体的な危険性があるものであったとは言えない」として、焼却施設周辺住民にたいして被曝を「受忍すべき」との不当判決を行いました。

ALPS 処理水の海洋放出や、汚染土（除去土壌）の復興再生利用などと同様に、薄めてばらまく、福島原発事故による放射能被害は大したことがなく、事故被害を隠ぺいする政府の方針を踏襲したものです。この問題を広く世論に訴え最高裁での真摯な判断を要求するものです。



宮城県大崎市の位置



放射能ごみ焼却が行われている3焼却炉

